

第9回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日 時：平成20年9月24日（水） 午後3時～午後5時

会 場：市庁舎4階 モニター室

出席者：山口会長、荒木副会長、落水委員、木下委員、齊藤委員、下川委員、鈴木委員、田中委員、前委員、寺本委員、西村委員、原委員、村上委員、松崎委員、山形委員、林委員

欠席者：なし

山口 会 長	<p>1 開会</p> <p>ただいまから、第9回熊本市自治基本条例検討委員会を開会いたします。本日の委員の方々の出欠についてですが、鈴木委員が所要のため遅れるとの連絡が入っております。</p> <p>なお、本日の委員会につきましては、2時間程度を予定しており、5時には終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それではまず、資料の確認と説明を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>（資料確認）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第9回自治基本条例検討委員会次第・ 資料1 「一巡目 協議結果一覧」・ 第8回熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要・ 「熊本市自治基本条例案にかかる提言について（第四次案）」・ 「熊本市自治基本条例案の検討必要資料について(お願い)」・ 「熊本市職員の倫理の保持に関する条例」 <p>資料1の「一巡目 協議結果一覧」につきましては、前回までの検討結果を記載しているもので、11ページまで済んでおります。</p> <p>「熊本市自治基本条例案にかかる提言について（第四次案）」と「熊本市自治基本条例案の検討必要資料について(お願い)」は林委員から、「熊本市職員の倫理の保持に関する条例」は、本日、山形委員から提出されたものです。</p> <p>以上です。</p>
山口 会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>協議に入ります前に、林委員からの資料請求ですが、1番目がオンブズマン条例、2番目が、市民参加、参画・協働条例、3、4、5番目が、審議会、委員会等、行政評価等に関するものです。</p> <p>この取扱いについてですが、最初の1番、2番につきましては、二巡目に検討するときに、必要だと思いますので、その際にお出しするということにしたいのですが、よろしいでしょうか。それと全国の条例については一覧表なのか、それとも各条例の条文が全て必要なのかどちらでしょうか。</p>

林 委 員	オンブズマン関係はあまりないと思いますが、各条例の条文が全て必要です。
山 口 会 長	オンブズマン条例には、一般オンブズマンと個別のオンブズマンがあります。
林 委 員	私の考えているのは、総合オンブズマンで、人権とか福祉は要りません。
山 口 会 長	市民参加も、市民参加条例と協働条例と分けて考えるということによろしいでしょうか。私が、以前調べたときには、50くらいあったと思うのですが、全て必要でしょうか。
林 委 員	市民の参画や協働にはどういうものがあり、そして、どういうものを除外しているのかを知る必要がありますので、条文の構成を含めて全て見ておきたいと思います。よろしくお願いします。
山 口 会 長	わかりました。一応ご要望ということで、対応を考えたいと思います。それと3、4、5番目の項目は、二巡目以降で使う際にご用意したいと思います。
林 委 員	ありがとうございます。
荒 木 副 会 長	県レベルのものも必要でしょうか。市町村レベルでよろしいでしょうか。表現内容の範囲の示し方がちょっと違いますが。
林 委 員	県は除いていただいて結構です。
西 村 委 員	会議録については、これまで1週間前には配付されておりましたが、今回は、今日配付されています。事前に前の会議録を読んでおく必要がありますので、会議録の配布は、これまでどおり1週間前をお願いします。
山 口 会 長	<p>わかりました。会議録はなるべく早く配付します。ただ、次回の会議は来週です。今日の会議録は間に合わないと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは協議に入ります。</p> <p>協議の方法につきましては、前回と同様で、各項目の概念を条例に盛り込むのか、盛り込まないのか、あるいは現時点では判断がつかないので、検討するのをお聞きしたいと思います。</p> <p>恐れ入りますが、まず盛り込むのか、盛り込まないのか、あるいは検討するのか、その結論を先に述べていただきまして、その後、その理由を簡潔にお伺いしたいと思います。なお、新たなご提案等は、一巡目が終了した後に改めてお聞きいたします。各項目の詳細な内容につきましても、二巡目で整理したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは「論点整理一覧」の11ページの「行政の仕組み」、項目名は「財政運営」の中の「財産管理計画」のところでは。</p>

	<p>この項目は、「市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を個別財産ごとに定めるものとします。財産の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分または取得の予定、用途、管理の状況等必要な事項が明らかとなるように定めなければなりません。」という規定です。</p> <p>これについてはいかがでしょうか。</p>
前 委 員	<p>まず盛り込む、盛り込まないについては、もう少し中身を検討してからと考えております。行政の財産といった場合、保有財産や債権や物品もありますが、どこまでを管理計画に定めるのかということを議論していただく必要があると思います。</p> <p>そもそも、管理計画を定める趣旨を明確にすべきと思います。この条文を読んだだけでは判断が難しい部分がありますので、もう少し検討した方がいいのではないかと思います。</p>
山 口 会 長	<p>財産とは何なのか、また、そもそも何のためにこの規定が必要なのかということについても検討が必要ではないかということでした。</p>
西 村 委 員	<p>熊本市にはどういう財産があって、どのように管理されているかという現状と問題について、報告してもらいたいと思います。財産には定義や分類があると思いますが、誰にでもわかる形で財産管理され、そのための管理計画というものが、個別に立てられなければならないと思います。</p> <p>前委員が言われましたような定義の問題や範囲の問題はあると思いますが、根本的な原則は明瞭に盛り込んでいく必要があると思います。</p>
山 口 会 長	<p>前委員の結論は検討するということでしたので、その検討の際には、財産の範囲を明確にして、これについてはこういった管理計画の対象に載せるとか、これについては載せないとか、検討したいと思いますので、「検討する」にしたいのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の項目は「行政評価」です。内容としては、3項目ありますが、内容的に関連していますので、まとめて協議したいと思います。まず1番目は「行政評価の実施と結果の反映」という規定で、「市の執行機関等は、総合計画の推進に当たり(総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、)行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させます(予算編成、組織及び機構整備並びに総合計画の推進管理等に反映させなければなりません)。」という内容です。2番目は「行政評価にあたっての市民参画の手続きと市民への公表」という規定で、「市の執行機関は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続(市民及び第三者機関等による評価)を踏まえるとともに、その結果について広く市民に(わかりやすく)公表します。」という内容、3番目は「外部監査の結果を踏まえ必要な措置を講じ</p>

	<p>る」という規定で、「専門性及び独立性を有する外部監査人の監査の結果を踏まえ、必要な措置を講じなければなりません。」という内容です。</p> <p>1番目は行政評価をするかどうかの規定で、2番目はその手続として市民参加の問題、3番目が外部監査となっています。</p> <p>これについてはいかがでしょうか。</p>
西村委員	<p>1番目の内容には、行政案とより良くする会の案が記載されておりまして、行政案は「総合計画の推進に当たり」、より良くする会は「総合的かつ計画的な市政運営を推進するために」行政評価が必要だと言っております。つまり、行政案は非常に視野が狭く、より良くする会は非常に広くとらえてあり、ここを分けてやらないと論議がしにくいと思います。</p>
山口会長	<p>内容については、対象が広い、狭いということがあるかもしれませんが、この行政評価の部分自体を自治基本条例の中に規定すべきか否かをお聞きしているところでして、結論はどちらでしょうか。</p>
西村委員	<p>1番目の項目を盛り込むことには賛成です。</p>
原委員	<p>行政評価は協働のまちづくりを進める点からは必要なことだと考えますが、9ページの「総合計画」の論点整理で、総合計画の策定や策定の審査、それに市民への公表については、確か「検討する」ということで判断がなされていたと思いますので、1、2も同じように「検討する」ということでいかがでしょうか。</p> <p>また、3番目の「外部監査の結果を踏まえ必要な措置を講じる」につきましては、11ページの「財務状況の公表、監査の強化及び財政情報の説明」とも重複することになると思いますので、この部分については、「盛り込まない」ということでいかがでしょうか。</p>
林委員	<p>3番目の「外部監査」については、私の案の30条にも記載していますが、この項目を盛り込む必要はあると思います。ただ、盛り込む場所は行政評価のところではないと思います。</p> <p>また、1、2番目の行政評価の項目はどちらも盛り込む必要があると思います。</p> <p>お尋ねですが、現在、熊本市で行っている行政評価は第三者機関的なものの意見を反映させるようにしているのかなど、その実態を教えてくださいたいと思います。</p> <p>北九州市では、このような情報を出し惜しみしないで出しています。我々検討する側としても、出してもらわないと支障が出ます。きちりやってもらわないと困ります。</p>
前委員	<p>行政評価を担当しておりますのでご説明いたします。</p> <p>行政評価の対象はまちづくり戦略計画、総合計画の一部で事業評価をしております。レベル的には、政策、施策、事務事業評価という形になっておりまして、</p>

	<p>一番細かい事務事業ですと1400ぐらい、施策ですとそれより少なく30～40ぐらいだったと思います。行政評価の結果につきましては、公表しており、ホームページにも載せております。従いまして1については、「総合計画の推進に当たり」という趣旨でその部分の評価をやっていきます。</p> <p>また、2の市民参画の手續と市民への公表という部分では、公表はしておりますが、市民参画という部分では、評価をする際の指標について、アンケート調査をやっておりまして、その結果を資料として用いている部分があります。</p> <p>ただ、第三者機関による外部評価についてはやっていません。</p>
寺本委員	<p>外部監査を担当している総務局です。外部監査契約に基づく監査の役割はご存知かと思いますが、地方自治法第252条の38に基づきまして、監査を行い、改善したものにつきましては、公表しております。それから林委員から先ほど外部監査の実績及び内容の資料請求がありました。資料は揃えたいと思います。</p>
山口会長	<p>整理しますと1と2の行政評価という項目については「盛り込む」、中身については、その範囲についてもう少し検討することとし、二巡目で中身を検討する際に資料を提出していただいて検討したいと思います。3の「外部監査」につきましては、ここには必要ないのではないかとということが1つ、それから外部監査をするということは、地方自治法で決まっておりますが、法律で義務づけられた事項を自治基本条例の中に載せるかどうかというのは全体的な議論で整理したいと思います。結論としては「検討する」ということでいかがでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
西村委員	<p>行政評価の内容についてですが、例えば予算編成や組織や機構改革に反映させるとか、第三者機関を設けるなどは検討していくということで理解していいですか。</p>
山口会長	<p>行政評価については、項目としては「盛り込む」、内容については「検討する」ということです。</p> <p>次は「組織体制」です。項目は5つありますが、これも関連しておりますので、まとめて審議をお願いしたいと思います。1番目は「組織体制の整備」で、「市の執行機関等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、(総合計画、条例、法令、予算に基づく政策、施策及び事業を的確に執行するための)効率的で機能的な組織体制を整備します。」。2番目は「組織運営」で、「効率的で適正な組織運営に努めなければなりません(行なわなければなりません)。」。3番目は「職員の育成」で、「市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。」。4番目は「民間登用」で、「市長は、重要かつ緊急性を必要とする専門の業務部門職員を、5人を限度に、民間より期限を付けて登用することができます。その職務権限等は、別に規則で定めます。」。5番目は「組織のフラット化」で、「市</p>

	<p>長は、プロジェクト制による業務遂行など柔軟な業務組織を積極的に採用し、組織のフラット化による人材の効率的な活用を図るとともに、縦割り業務の弊害をなくさなければなりません。」という内容です。</p> <p>最初の2つが組織、3番目が職員、4番目、5番目は多少個別の問題になるかもしれませんが、民間登用と組織体制の具体的な方法としてフラット化を挙げています。いかがでしょうか。</p>
山形委員	<p>「熊本市職員の倫理の保持に関する条例」を配付していただいておりますが、一生懸命頑張っている職員がおられる中に、最近少数の職員がとんでもないことを起こしております。これだけ良い条例があるのに、何故違反される方が出るのかなと考えたとき、自治基本条例の中でこの条例の運営の仕方なり、あるいはこの条文で良かったのかなどを含めて、考えていったらという想いで、資料を提出させていただきました。</p>
山口会長	<p>職員倫理条例が既にあるにもかかわらず、不祥事が発生しているので、何とかすべきだというご意見で、直接この項目の中で、関連付けをすると、「職員の育成」になるかと思いますが、処罰的なことも合わせますと「職員倫理」という項目を新たに設けたほうが良いということになるのですか。</p>
山形委員	<p>原理原則というか、もう少しはっきり言葉で表現できればという想いです。</p>
山口会長	<p>自治基本条例というのは、どちらかと言えば、項目出しみたいなところがあり、それを具体化したのが、この場合、この倫理条例になります。</p> <p>しかし、事件が起こったというのは、不十分な面もあるのかもしれませんが、これが条例だけの問題なのか、それとももっと広がりを持った問題なのか、これも個別に案件を検討しないと問題の解決にはならないのかもしれないのですが、それを自治基本条例の立場からどう捉えるのかということで協議をお願いいたします。</p>
西村委員	<p>職員による不祥事がこぞずっと起こっており、議会でも、また市民の間でも大きな問題となっています。そこで、人事課からこれまでの不祥事の件数と内容、そして、これらをどう捉え、さらに何故防止できなかったかを報告してもらい、職員の倫理について検討すべきだと思います。</p>
齊藤委員	<p>多くの不祥事が起きておりますが、その報告をこの検討委員会が聞くことの関係がよく分かりません。</p> <p>全部報告するとか、そういうことになりますと色んな問題、また色んな報告が出てくると思いますので、そこまでこの検討委員会でやらなくてはいけないのかとちょっと疑問に思います。</p> <p>それと4番の「民間登用」や5番の「組織のフラット化」は、そのときの時代の流れや立場、組織で変わっていくものですから、ここでわざわざこういう条例</p>

	に盛り込まなければならない必要性が、私にはわかりません。
寺本委員	<p>服務と人事を担当しております総務局といたしましては、不祥事が続きまして大変申し訳ないと思っております。</p> <p>先ほどの「熊本市職員の倫理の保持に関する条例」につきましては、今年の3月議会で議決いただいたものです。また、「熊本市職員倫理規則」は、第7条で規定しております熊本市職員倫理審議会、メンバーは、弁護士や大学教授等の方々がおられますが、そこで審議していただき7月1日に制定したところです。</p> <p>今回の不祥事につきましては、副市長をトップとします調査検証会議を立ち上げ、また、入札等監視委員会でも議論していただくことにしております。</p> <p>それと先ほど齊藤委員からもお話がありましたが、「民間登用」につきましては、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に伴い、熊本市におきましては、「熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を制定しておりますので、この自治基本条例にこの項目を入れることには疑問を持っております。それから、「組織のフラット化」につきましては、業務内容につきまして、その都度プロジェクトを作るなどいたしまして、それぞれの課題の解決に取り組んでいるところです。</p>
山口会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>山形委員からご意見がありました、「職員倫理」につきましては、組織体制の中に入れ込むとすれば新たな提案ということになりますので、一巡目が終わった後で議論したいと思います。</p> <p>また、次のページの32番の、「人事制度の確立」という項目とも関連すると思います。</p> <p>それと自治基本条例は基本的には大きな枠組みを定めるということですので、例えば、職員倫理の規定を自治基本条例に盛り込み、それを受けて、職員倫理条例が作られるということになるかと思えます。</p> <p>現実には、職員倫理条例が作られていますので、この項目を盛り込むことが必要なのか、また、倫理条例を見直すことについてはこの委員会で扱う内容なのかを考えなければならないと思います。いずれにしても、この「職員倫理」につきましては、先ほど申しましたように一巡目が終わった後、検討するということがいかがでしょうか。</p>
西村委員	項目だけでなく内容についても職員政策として、明確にすべきではないかと思えます。
山口会長	<p>「職員倫理」に関しては「検討する」ということでよろしいでしょうか。(一同了承)</p> <p>「組織体制」について他にご意見はありませんか。</p>
田中	条例の中に「組織体制の整備」や「組織運営」、「組織のフラット化」は特に

委員	<p>盛り込まなくてもいいのではないかと思います。</p> <p>こういうものまで含めると、条例が何だかわからなくなるという気がします。</p> <p>それから「民間登用」につきましては、議会の同意がなくても市長が出来るという意味にも取れますが、議会の同意を得ずに市長が単独で民間人を採用することが出来るようになったのですか。</p>
寺本委員	<p>任期付職員の採用につきましては、「熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を制定しており、その第2条に「任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。」と規定しています。</p>
林委員	<p>寺本委員が言われたのは、例えば東京都が弁護士を、任期付で5年なら5年ということで、特別の知識を持った人を条例に基づき登用していることと同じことなのですが、今、田中委員が議論しているのは、私の案の17条で「市長は常勤の特別職である副市長に加えて、市長の業務を補佐するため、参与等を設置することができます」ということで、これは自治基本条例で盛り込む必要があると思います。そういう意味で田中委員は述べられたと思いますが。</p> <p>「民間登用」というのは、そういう高度の政策職というか、市長のいわゆるトップマネジメントの補佐職というか、田中委員がおっしゃっているのはそういうことですよね。</p>
田中委員	<p>市長権限で民間登用ができるのかどうかです。</p>
林委員	<p>東京都が参与を導入していますが、ブレーンの意味でしたら参与です。このような規定は自治基本条例には必要です。</p>
山口会長	<p>要するに体系的には任期付職員の法律があって、熊本市は条例で任期付職員の採用を定める規定を設け、任期付職員を採用できるようにしたというのが現状で、その中に参与を含むかどうかについては、これは条例の解釈になってくるかと思います。自治基本条例で、参与まで盛り込むかどうかがこの場での議論だと思いますが、ご意見があればお願いします。</p>
落水委員	<p>決して否定はしませんけれども、将来、ボリュームの問題も論議しなければならないと思いますので、「検討する」でお願いしたいと思います。</p> <p>ここまで入れるなら100ページぐらいの自治基本条例になってしまい、そういうボリュームが必要かどうかの論議が必要ではないかと思います。</p>
山口会長	<p>自治基本条例にどこまで規定するのかを全体を通して検討してはどうかということでしたので、4の「民間登用」については、「検討する」ということで宜</p>

	<p>しいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「組織のフラット化」についても同じようにその時代、状況の中で変わってくるのではないのかというご意見もいただきましたが、これはいかがですか。</p> <p>それと上3つはいかがでしょうか。</p>
山形委員	<p>「組織体制の整備」とか「組織運営」などの細かいことまでここで言う必要があるのかということは確かにそうだと思います。ただ、こういう議論があったことを基本理念かどこかに残して欲しいと思います。</p>
西村委員	<p>今、行財政改革を進めていますが、先ほど論議になった行政評価からしても、組織をそれに合わせたものに改革していかなければならないという課題が当然出てくると思います。</p> <p>だから、やはり「組織体制の整備」は、盛り込む必要があると思います。</p> <p>それから、「組織運営」については効率的で適正な組織運営に努めるということは当然のことで、普通に「組織体制の整備」と書くのか、行財政改革も含めまして組織で改革を進めると書くのかは検討しなければなりません。これは入れておく必要があると思います。これは組織の一つの根幹に関わる問題かと思えます。</p>
山口会長	<p>それでは、1の「組織体制の整備」、2の「組織運営」、3の「職員の育成」につきましては「盛り込む」、5の「組織のフラット化」については、「盛り込まない」ということで宜しいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
林委員	<p>「職員の育成」ですが、職員の研修や能力開発は、きちりやってもらわないといけないと思います。</p>
山口会長	<p>研修という細かいところまで盛り込むのかどうかはともかくといたしまして、原則は「盛り込む」ということでいきたいと思えます。</p> <p>次は「審議会等」です。これも4項目がありますが、関連していますので、一括して協議したいと思えます。</p> <p>1番目は「審議会等の設置」で、「市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、市の施策における特定の事項について調査、審議等を行うため、必要に応じ審議会等を設置します。」。2番目は「公募等による人材の選任」で、「市の執行機関等は、附属機関及び審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます(幅広い人材が登用されるよう配慮し、その委員の全部又は一部(3割)を公募等により選任するよう努めなければなりません)。」。3番目は「選考結果の公表」で、「市長は、審議会等委員の選考にあたっては、選考の結果と理由を、速やかに公表するものとします。」。4番目は「審議会等の会議の公開」で、「審</p>

	<p>議会等の会議は、原則として、公開とします。」となっております。</p> <p>1 番目が審議会を設置するという、その次以降はどうやって委員を選ぶのかとか、会議を公開するなどという内容です。</p> <p>まず、審議会の設置についての規定を自治基本条例の中に盛り込む必要があるのかどうかの検討をお願いします。</p>
林 委 員	<p>審議会は、行政に対する参画の重要なひとつですので、この規定は必ず必要と私は考えております。自治基本条例にこういう規定があれば、市民の方々もそういうことで参画し、見解を述べてみようかと思うと考えます。そしてこういう人材の選任、公表、資質の問題、公開等については、盛り込む必要があると思います。</p>
山 口 会 長	<p>林委員にお聞きしたいのですが、2 番目には、括弧書きで委員の割合など細かいところまで提案されていますが、これについてはいかがですか。</p>
林 委 員	<p>私の案では50条の4項のところ、公募の割合は委員の三分の一の比率としております。また、同条の2、3項で、委員の男女の比率、年齢構成、選出区分を、そして選出の基準を審議会の委員に事前に明確にすることや、長期にわたる審議だとか、複数の審議会を掛け持ちするようなことではなくて、住民が平等に委員に就任出来るように付与するというのも、私の案に記載しております。</p>
田 中 委 員	<p>審議会の設置に関する項目は、私は必ず盛り込まなければならないと思います。</p> <p>これまで協働とか参画とか言っていますけれども、この項目は、本当の意味での協働参画の一番大きな柱だと思います。</p> <p>今、熊本市に「審議会等の設置等に関する指針」があるそうですが、それと現在の審議会の運営状況などをよくわかった方にもう少し説明していただいて、本当にこの審議会というのが有効に働くように、そういうことももう少し突っ込んでもらいたいと思います。この審議会の項目は大きな柱だと私は思っております。</p>
寺 本 委 員	<p>審議会を設置することは必要だと思いますが、例えば審議会は目的や役割や意義にそれぞれ違いがあり、例えば個人情報関係など公開ができない部分もあります。そのようなものも含め一律に規定することには疑問があります。</p>
西 村 委 員	<p>これは原則規定ですから。</p>
山 口 会 長	<p>原則として公開だとしても、例外もあるということです。</p>
山 形 委 員	<p>これまで、いくつかの審議会に委員として出席したことがあり、一生懸命考えて発言したことがあるのですが、全体の中で少数の意見として、聞き置きました的なところがあるような気がしておりました。そういうことから林委員が言わ</p>

	<p>れるようにある程度の割合を確保することは必要だと思います。</p> <p>また、熊本を良くしようと思っている人たちがその席に座れるような仕組みでよい方法があれば、ここで議論することではありませんが、市民参画ということで考えていけたらと期待します。</p>
山口 会長	<p>1の「審議会等の設置」についての規定は「盛り込む」、2の「公募等による人材の選任」、3の「選考結果の公表」、「4の「審議会等の会議の公開」については「検討する」ということで宜しいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
齊藤 委員	<p>3番目の「選考結果の公表」については、これはいいんですか。</p>
山口 会長	<p>選考結果につきましては、本人には当然お知らせできると思うのですが、ここではおそらく一般の人に結果と理由を公表するのだろうと思います。具体的にどこまで公表するかという問題もありますし、もしかすると応募されて落ちた方は公表してもらいたくないと考えることもあるかと思いますが、このことについてご意見はありませんか。</p>
西村 委員	<p>公募の選出については、公平でなければならぬと思います。</p> <p>例えば誰がどのような評価をするのかということです。今は小論文と面接で評価しておりますが、個人名を出す必要はありませんが、少なくとも論文が公表されないと公平性は確保されないと思います。</p> <p>それともう一つ、例えばある人が長期にわたって公募委員を努め、しかも多くの審議会の委員を掛け持ちしていることがあります。そのために応募しても落ちる人は何回も落ちるということになります。審議会には多様な価値観を持った人が必要ですので、公平性をどう担保していくのかを真剣に議論しないとイケないと思います。</p>
齊藤 委員	<p>よくわかるお話ですが、市長が選ぶその根拠を全部公表しなければならないというのは、これまた何となく大変なことなのかなという気がいたします。市長は市長の考え方なりに、色んなことで結果を出していくわけでしょうから、それを全部公にということは、なかなか無理だと私は思います。</p>
西村 委員	<p>公募委員については、最終的には市長が選ぶのですが、具体的にその基準を明確にして選んでいるのは、補助機関である行政の人達です。</p> <p>例えばこの検討委員会の試験官になった方々は市長ではなく、行政の職員がやっております。だから、今、齊藤委員が言われたように、市長が全部細かいことまでやっていることはあり得ません。</p>
木下 委員	<p>私は、市長から任命されましたけれども、実際、自分が公募を選考する側にあって一番の問題は、市民の幅広い層からの応募というのは現実にはほとんど無いんです。例えば働いている世代、子育て中の世代は、まず公募には参加できな</p>

	<p>い。実は出て来られない。むしろ私は選考結果の公表までであるのだったら、ますます公募に応募する人の足を遠のかせると思います。</p> <p>これは現実にはこういうことを入れていけばいくほど、ごく一部の限られた方しか公募に手を挙げなくなってしまうので、これは非常に、盛り込むことはやめたほうがいいと思います。現実に市民参加を遠ざけます。公募というのは本当に、特定の方しか応募されない現実のほうが多いのです。熊本はどうかわかりませんが、色んな地域を見ていくと、できるだけ応募しやすいように、もし第2項を入れるとすれば、こういう自分の作文が発表されると聞いたら普通の人は嫌ですよ。だからやめたほうがいいと思います。</p>
鈴木委員	<p>内容については、皆さんで検討していけばいいことだと思います。ただ西村委員の意見は公募委員に絞っての話でしたが、審議会委員の選考ということになりますと学識などもありますので、その付近を整理しながら、公募について盛り込むのか、盛り込むのであれば上の項目に含める方法もあるでしょうし、今みたいな色んな公募をしやすい環境をどう整えるかという議論も必要でしょうから、この項目は「検討する」でお願いします。</p>
田中委員	<p>小論文を公表したら応募が減ると、今、木下委員が言われましたが、それが今一番の問題だと思います。</p> <p>いかに地方自治の時代で、住民主権だ何だといっても、ここで一生懸命あだこうだと作ったとしても、そういうことが出来なければこれは何にもならないのです。</p> <p>それから、西村委員が言われるようなそういう弊害があるのは事実です。</p> <p>それと一方、非常に限られた人しか応募しないということも事実です。</p> <p>それであれば、夜の22時からやりますといえれば70万市民ですから公募に出てくる人がいるかもわかりません。そういう輪が広がるように考えなければ、この条例にしてもなんにしても、何も成果は上がらないと思います。そういう意味でもう少し検討すべきだと思います。</p>
山口会長	<p>この項目は「検討する」にさせていただきたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次は、「総合的な行政サービス」という項目で、内容は「市の執行機関等は、市民の要望(ニーズ)及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の(組織横断的な)連携を図り、総合的な行政サービスを提供します(提供に努めます)」という規定です。いかがですか。</p>
鈴木委員	<p>情報が増えてしまうことに対する弊害もあると思いますので、よく考えたほうがいいと思います。これをやらない行政はないと思います。</p>
山口会長	<p>基本的には「盛り込む」ということで宜しいですか。</p>

鈴木委員	わかりません。三角です。要らないなら要らないで良い。
山口会長	その次は、「人事制度の確立」で、「市は、職員が意欲を持ち、かつ、公平及び公正に職務を遂行することができるよう、昇任等の人事異動及び人事考課を客観的に行い、透明性の確保に努めなければなりません。」という規定です。いかがですか。
落水委員	<p>下の説明の文章は別にしましても、「人事制度の確立」という項目は盛り込んだ方がいいと思います。なぜかというやはり、我が市においてさまざまな問題が出ている一番の原因の部分にも関わってくると感じているからです。長年見ていますけれども、自分の扱いに非常に不満を持っている職員が多数います。</p> <p>これが「人事制度の確立」によって解決するかは別としても、そう簡単には「人事制度の確立」はできないと思いますが、言葉は残していただきたいと思います。</p>
西村委員	<p>この「人事制度の確立」のところは、人事異動とか人事考課を客観的に行える、つまり客観的に誰が見てもなるほどと思えるような人が選ばれるような、そういう環境をどう作るかが重要だと思います。これにより一番被害を受けるのは市民なのです。そういうことから市民から見てもこういう幹部を養成して、こういう基準で幹部は登用しているという客観的で透明性のある基準を明確にする必要があると思います。</p> <p>そういう点では、この規定は「盛り込む」、内容についてはより深く広く「検討する」でお願いいたします。</p>
落水委員	<p>西村委員のお考えはよくわかります。</p> <p>これもまた先ほどの木下委員の話と同じになりますが、結局、人事を客観的といっても、言葉は非常に適切な日本語なのですが、しかし、現実的に客観的というと、そう簡単に透明性の部分と整合してできないというのが現実だと思います。</p> <p>例えばアメリカの大統領が変わりますと、3千人の職員の内、半分以上の職員が一瞬にして入れ替わりますが、それには客観性はありません。大統領が人を必要とするそれだけのことです。ですから、簡単に客観性とか透明性を一緒に言ってしまうと、そう簡単には、西村委員の素晴らしい理想・理念は十分私も意を同じくするところですが、現実論からいくと、それが本当に市民のためになるかどうかというのは微妙なところも出てくるという現実もあることを是非理解してもらいたいと思います。</p>
西村委員	要は、評価基準を公にすることが、一番大事だと思います。その評価基準に基づいて誰が見てもなるほどというような評価がされているかということです。
山口	項目としては「盛り込む」、内容については「検討する」にさせていただきます

会 長	<p>す。</p> <p>(一同了承)</p> <p>その次の33番の「環境保全」という項目は、「市民及び市の執行機関は、市民が健康で快適な生活を営むための、良好な自然環境及び生活環境の保全に努めます。」という規定です。これについてはいかがですか。</p>
鈴木 委員	<p>環境保全は大事ですが、他の項目を全部書くなりいいですけど、これだけ突出して書くとなるとどうかと思います。</p> <p>原委員のところは男女共同を一生懸命やらなくてはいけないと思われているでしょうし、寺本委員のところでは客観的な人事をどう確立するかということで、昇任というのをやっぱり良いのか悪いのか議論しなくてはいけないだろうし、前委員のところは中心市街地をどうするかと真剣に考えていかななくてはならないだろうし、そう考えるとこれだけぼっと出るのが、全体のバランスをみてどうかということも議論されたほうがよいと思います。</p>
山口 会長	<p>これも自治基本条例の性格に絡むと思うのですが、特別にこういった分野の政策を出すことがどうなのかという観点から、「盛り込まない」という意見と受け止めましたが宜しいでしょうか。</p>
西村 委員	<p>条文として盛り込まなくても、前文や基本理念とか盛り込む場所を研究してはと思います。</p>
山口 会長	<p>項目としては「盛り込まない」ということで宜しいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次は「情報共有」です。6項目ありますが、関連していますので一括して協議したいと思います。1番目の「情報共有」は、「市の執行機関等及び市議会は、透明で開かれた運営を推進するため、別に条例の定めるところにより、行政運営及び議会活動に関する情報を積極的に市民に開示及び提供し、情報の共有に努めます。」。2番目の、「市の執行機関の情報共有」は、「市の執行機関(市長)は、参画と協働のまちづくりを推進するために(熊本市の自治を推進するために)市政に関する情報を積極的(かつ適切)に市民に公開し、提供し、情報の共有に努めなければなりません(情報の共有を保障する制度をつくらなければなりません)」。3番目の、「市の執行機関の情報の整理・保存と市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備」は、「市の執行機関は、市政に関する情報が市と市民との共有財産であることを自覚するとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市議会に対して積極的に提供するために、文書及び情報について、整理及び保存し、その管理に関する基準を定め、市民がまちづくりに参加しやすい環境を速やかに整えなければなりません。」。4番目の、「市議会の積極的な情報提供」は、「市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める議決事件に関する情報以外の情報についても積極的に収集を行い、取得することができる」と</p>

	<p>もに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市の執行機関に積極的に提供しなければなりません。』5番目の「情報公開条例及び個人情報保護条例への反映と新たな制度の構築」は、「前2項の基本原則は、別に定める情報公開に関する条例及び個人情報保護に関する条例に速やかに反映されるとともに、必要に応じて、これらの基本原則に基づく新たな制度の構築に努められなければなりません。』6番目の「市民の情報提供」は、「市民は、まちづくりについて必要な情報の提供を市に求め、取得することができるとともに、まちづくりに関する、有益な情報及び有している知識を積極的に提供することに努めます。」という規定です。これらについてはいかがですか。</p>
<p>荒木副会長</p>	<p>まず、1番目の「情報共有」は当然のことで盛り込まなくてはいけないと私は思います。情報を共有せずして、参加もできないし協働もできない、当たり前のことです。</p> <p>2番目の「市の執行機関の情報共有」についても、執行機関だけで情報を握って誰にも渡さないとする、これは適切な自治運営はできていかないということになります。ですから、これも1番と同じく「盛り込む」。</p> <p>問題は3番目ですけれども、市民が自治の主権者なのですが、その主権者が選んだ議会の議員と首長がいて、首長と議会とがチェックアンドバランスを取りながら、市民に対して、いわゆる主権者に対して責任を果たしていくというような関係の中で、最初のところの市政に関する情報が市と市民との共有財産ということについては、1、2と全く同じで当然のことですが、問題はチェックアンドバランスを図っていくべき、議会と市民と執行機関との関係です。</p> <p>政策の発案をするときに、例えばある開発地域をまだオープンにしたら色々な利害関係者が殺到するという場合、内々に進めていくことになりそうですけれども、そういう場合も全部オープンにしてしまうのがどうなのかということを考えますと、このような情報をオープンにすると適切な自治体としての政策展開がなかなか難しくなっているという状態が日本の自治体政策展開状況で、全国的に問題が発生してきています。ですから、熊本市に限ってそんなことはありませんとは絶対言えないと思いますので、この点が1つ課題で検討すべきだと思います。それからもう1つは、この文章の中で、管理に関する基準といったものがあります。いわゆる情報を保存した後どのように管理していくのかということとして、例えば情報の保存期間をオーバーしてその政策がまだ続けられている場合、保存期間の基準では5年で廃棄して宜しいとなっているのに、その政策と関係する政策は7年も8年も続いていたらどうするのかということになります。これは政策の内容と絡み合わせた関係での基準みたいなものを、全体的に検討すべきだと思います。ここら辺が若干検討するという形になっていくのではないかと思います。</p>

	<p>それから4番目の「市議会の積極的な情報提供」ですが、これは、当然市民に対して、積極的に議会は情報を提供していかないといけないだろうし、逆に言うと、その情報提供を受けた市民が、議会に市民参加をしていけるような、そういう形も展開していかなければいけないと思います。そういう意味では、盛り込むべきだと思います。</p> <p>5番目の「情報公開条例及び個人情報保護条例への反映と新たな制度の構築」ですが、この内容を素直に取りますと、これは全部盛り込んでほしいという感じを受けますけれども、先ほどの執行機関と議会との関係の問題が部分的に入り込めますので、そこら辺は少し検討していく必要があるであろうと考えます。いわゆる自治基本条例の理念的な側面において盛り込むかどうかと、個別条文を設けて細かく盛り込むのか、これはちょっと無理だろうと思いますけれども、そこら辺の検討をすべきであると思います。</p> <p>それから6番目の「市民の情報提供」ですが、熊本市の仕事は一体何かと申しますと、市民社会に発生している問題を掘り起こし、その原因を究明し、解決策を講じていく。解決策についてはその方策を決定し、決定した内容に従って実行していく。そのプロセスが熊本市の行政の仕事であるわけです。しかし、行政は問題が発生している原因をすぐに把握できるかというところではない。では誰が一番に把握できるかというところはそれはその問題に直面している生活者である市民です。ですから、そういう人達が、こういう原因で、こういう問題が発生しているということ、原因がわかれば、その解決策、いわゆる原因の除去方策もこうすれば解決できるという知恵も、生活者の中から出てくる可能性が大きい。そういう意味で、市民の情報を執行機関や議会に対しても存分に提供していただくということも盛り込んでいくべきであると思います。</p>
山口 会長	<p>1、2、4、6については盛り込む、3と5については多少検討が必要ではないのかというご意見でした。</p>
落 水 委 員	<p>荒木副会長に教えていただきたいのですが、私の感覚からいきますと、3番目の「市の執行機関の情報の整理・保存」という部分は、議員の立場だからこう考えるのかわかりませんが、私は、執行部の効率性、能率性、行革などの一貫としての文書管理にウエイトをどうしても置いてしまいます。他都市で文書管理条例が出来ているところは、5時にチャイムが鳴って退庁するときにはデスクの上にペーパーが1枚も乗っていないところがあります。大きい自治体では、なかなかこれはうまくいかないのが現実だということは十分わかっていますが、私はそのような行政を熊本市も本当はやるべきだという理想論を実は持っています。それと、この後段にある「市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備」というものを、この部分であえて盛り込む必要があるのかなという疑問が、実は読んでいて思ったのですが。</p>

荒木副会長	それで宜しいと思います。検討することとして、別々がいいということであれば分けていきましょう。
落水委員	「行政の仕組」の部分に入れるということでしょうか。
荒木副会長	そういう具合にしていけば宜しいと思います。
林委員	<p>今、荒木副会長から、この「情報共有」の6項目の問題点と盛り込むかどうかの判断が述べられましたが、私も同じ意見です。</p> <p>ただ指摘したいことがあります。これまでの項目や内容を見ると「まちづくりを推進するため」とか、「まちづくりについて積極的に」とか、「まちづくりについて情報公開」とか、頭が「まちづくり」になっています。私は「まちづくり」という範囲の不明確な表現ではなく、市政の全体について情報共有などを行うということにしていくべきと思います。私の案でも、例えば33条では「市政」ということで表現しておりますし、36条の4項で記載していますように、例えば出資団体等や行政評価、総合計画、その他市政全般に関する情報共有は必要です。「まちづくり」の範囲も不明ですので、このまちづくりという捉え方は省いてもらいたいと考えます。</p> <p>意思決定過程における情報共有は、二巡目で検討していかなければならないと思います。</p>
松崎委員	<p>各項目がどこに入るのかはよくわからないのですが、市民活動をやっていると、情報が全てといたしますか、情報を取るのが命というところもありまして、特に国からの情報というのは、もちろん私どもが直接インターネットで見えることもできるのですが、例えばそれを見落とした場合に、県や市を通してから私どもに情報提供が来るのがかなり遅いのです。</p> <p>印鑑がずっと押されて、これは情報を出して良いとか悪いとか判断をされるのでしょうかけれども、以前は出すべき情報にマル秘が打ってあったりというようなことがしばしば起きていまして、そういう情報が速やかに市民に提供されているかどうかというのは、確認ができません。自分が見ているところはわかるのですが、見ていないところがどうなっているかはわかりませんし、必要な人に必要な情報がいつているのかもわかりません。私どもとしましては、国からの情報などは特に何も通さずに全部出してもらいたいと思っていました。市民活動をやっているとそのように思います。ですから、ここで言っている情報の共有というのがどの辺りのところを言っているのか、当然、きちんとしたルールを通して私どもに知らせてもらうことも必要でしょうし、かつ、スピードをもってやるべきで、どういうルートで市民の方に伝わっていくのかということも曖昧だと思います。ですから、そこを一度皆さんと検討していただきたいと思います。</p>

山口 会長	<p>情報共有だけではなく、その時期やスピードといった観点も検討し、それに耐え得るような制度をつくって欲しいということかと思います。中身の議論は、松崎委員が述べられたように二巡目になると思います。</p> <p>「情報共有」につきましては、冒頭、荒木副会長が言われましたように、1、2、4、6は、文言はともかく「盛り込む」。3については、「まちづくり」という定義が不明確な面もあるので、市政全般にしたほうがいいのではということを含めまして「検討する」ということであつたと思います。</p> <p>5の情報公開条例とか個人情報保護条例などに反映するという点については、いかがでしょうか。この項目をそのまま見ると、自治基本条例に何らかの原則を書けば、その原則にのっとって、現在ある情報公開条例や個人情報保護条例を改正せよということだと思いましたが、いかがでしょうか。</p>
鈴木 委員	<p>この項目を入れているのは、条文を整理するときに、できるだけ簡潔にすることで、個人情報の項目を条立てしなかったからです。</p> <p>次に出てくる個人情報保護と一緒にやるということであれば、それで構わないと思っています。そういう認識です。</p> <p>それから3番目のところで、「まちづくり」ということは別にし、必要な情報を市民及び市議会に対して積極的に提供するとしておりますが、これは、実は市議会は何でも知っていると思われるという誤解を払拭したいためです。例えば基本的に原委員が嫌と言えば、議会には何も情報が来ないので。市民と同じ立場です。議会がもし情報を100%出させようと思ったら、議決をして百条委員会を開き、調査をするからといって呼び出すしかないのです。監査に対しては色々資料を出しますけれども、議会の常任委員会等ではこちらが聞いた分に対して応えるだけになります。という世界ですので、行政情報については議会は市民の皆さんと同じ状況だという前提に立った上で、もっと行政に情報を出せよという思いから、この項目を入れております。そこはご理解ください。</p>
山口 会長	<p>1、2、3、4、6番目については「盛り込む」にしたいと思いますが宜しいでしょうか。また5番目については、「検討する」とし、次の「個人情報保護」で議論したいと思います。</p> <p>(一同了承)</p>
西村 委員	<p>先ほど林委員も発言をされていましたが、この情報共有で、「市政の情報共有」ということと「まちづくりの情報共有」ということが2つ混在しています。どちらがより広い概念かといえば、「市政情報」であって、その中に「まちづくり」も包摂されると考えるわけです。市民参加を多様に実現していくには、やはり広い概念にしておくべきだと思います。広い概念と狭い概念との関係を明確にしておく必要があるのではないかと思います。</p> <p>荒木副会長がおっしゃったことについては、そのとおりだと思います。</p>

山口 会 長	<p>それでは、次は「個人情報保護」です。1番目は「個人情報の保護」で、「市の執行機関等（及び市議会）は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、別に条例の定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。」。2番目は「自己情報コントロール権」で、「市民は、個人の情報の開示請求等、自己情報コントロール権があります。」という規定です。1番目は、現在、個人情報保護条例がありまして、ここで書いているようなことを目的とした条例だと思います。</p> <p>既に個人情報保護条例があるのだから、あえて書かなくても良いという考え方もあるかもしれませんが、重要なことだからここに書いた方が良いという考え方もあると思います。個人情報だけでもないことで、先ほどの情報共有についても情報公開条例がありながら、情報共有の原則を盛り込むということであれば、個人情報保護条例があっても、これを盛り込むことに意義があるのかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>盛り込むことにしたいと思います。</p> <p>2番目はどうでしょうか。「自己情報コントロール権」という考え方に立って、個人情報保護条例はつくられているのかなと思うのですが、このように個別のことが現在の条例にあるのであれば、盛り込む必要がないと思いますが、いかがですか。</p>
荒 木 副会長	林委員、コントロール権という言葉はいつから出てきたのでしょうか。
林 委 員	法令用語として権利の無いようにして争いがあり、いまだオーソライズした権利概念ではないと思います。
山 口 会 長	<p>元々、OECDで開示請求権だとか訂正の請求権などの8原則がありまして、それをくくって「自己情報コントロール権」と言っていたと思います。</p> <p>この項目については、現在の条例にあるのであれば、要らないという考え方もあるのかなと思います。</p>
荒 木 副会長	私も要らないと思います。
山 口 会 長	<p>それではこの項目については、「盛り込まない」ということで宜しいでしょうか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>次はカテゴリーでいいますと「説明責任」です。3つの項目がありまして、1番目の項目は「説明責任」で、「市の執行機関等は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において（まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において）（市政に関する事項の企画立案、実施及び評価</p>

	<p>のそれぞれの過程において、) その必要性及び妥当性を(その内容、効果及び手続きを)市民に(市議会に対して明らかにし、)わかりやすく(速やかに)説明します。」。2番目の項目は「意見及び要望の取扱い」で、内容の1つ目が「意見及び提案に対する対応」で、「市の執行機関等は、市民の市政に関する意見及び提案(要望)に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めます。」。内容の2つ目が「経過や結果の公開」で、「市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開します(速やかに公開する等、透明性の高い市政運営を行います。))。内容の3つ目が「権利の保護と経過や結果の公開」で、「市長は、市民の権利の保護を図り、市の行政執行等により市民が受ける不利益な取扱いを、簡易かつ迅速に解消させるための第三者機関を設置するものとします。」。3番目の項目は、「行政手続」で「市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における(公平及び)公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。」という規定です。いかがでしょうか。</p>
<p>西村委員</p>	<p>ここでも「まちづくり」と「市政」という根本的な問題が出てきています。</p> <p>「説明責任」については、「まちづくり」ということになると非常に狭くなって、予算やその他の条例について、市民は説明を求めることができないし、行政も説明する必要がないということになります。行政の説明責任を広く網羅するためには、「市政に関する事項」ということを明確にしておく必要があると思います。</p> <p>「まちづくり」と「市政」については、先程も申しましたが、これまでの議論の中で曖昧になっておりました。ここではっきりさせないと前に進まないところまで来たのではないかと思います。</p> <p>市政の中のまちづくりという位置づけで、市政に関する事項の説明責任を行政が果たしていくべきという点では、この項目は盛り込むべきだと思います。</p>
<p>山口会長</p>	<p>「説明責任」は盛り込むという意見でしたが、補足いたしますと例えば自治基本条例の最初といわれているニセコ町は「まちづくり基本条例」といっているのですが、狭い意味でのまちづくりではなくて、あれは町政全般についてをまちづくりといっています。そういう意味で言葉を使っていますので、この場ではまちづくりイコール市政だと考えていただいて結構だと思います。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>「説明責任」のところで、下から2行目に「市議会に対して明らかにし」とありますが、市議会議員に混乱が起きてるのはここがあまりないからです。そのような中で「明らかにし」という言葉が重要だと思っています。わかりやすく説明しますと、ただ単に説明というところまでするのは、説明する側の判断になります。「明らかにし」というと、さっきの情報公開とそのまま結びつくことにもなり、「明らかにし、説明します。」ということを行行政には求めていかなくてはい</p>

	けないと思っております。「明らかに」という言葉、ニュアンスは残したほうが良いと思います。細かくてすみません。
山形委員	今、鈴木委員がおっしゃったことはその通りで素晴らしいと思うのですが、もう1つ追加させていただきますと、中学生ぐらいの若い人もわかるような説明の仕方、それからグラフや表を出すだけでなく、ここからこういうものが読み取れますということも、説明責任に入るのではないかなと思いますので、是非、盛り込んでもらいたいと思います。
山口会長	要望として、説明責任の中身を広く捉えるような文言の設定ということだと思いますが、いずれにしても「盛り込む」ということで宜しいでしょうか。 (一同了承) その次は「意見及び要望の取扱い」ですが、3番目の「権利の保護と経過や結果の公開」は、第三者機関の設置について書かれておまして、一般的には冒頭、林委員がおっしゃったオンブズマン制度とかいうことだと思います。そうしますと、これは新たな項目の提案と位置づけし、別途議論をしたいと思いますのでここでは省略とさせていただきますても宜しいでしょうか。暫定的には「検討する」ということにしまして、別途の機会にもう少し時間をかけて検討したいと思います。 次に「行政手続」ですが、これは現在、熊本市行政手続条例があり、行政手続条例の目的規定にもこのようなことが書かれていますので、盛り込んで良いのかなと思うのですが、いかがでしょうか。
山形委員	行政手続条例を一回読んでみないと中身が分りませんので、是非資料としてお願いしたいと思います。この項目は当然「盛り込む」でお願いします。
林委員	「説明責任」は盛り込むべきと思いますが、「説明責任」プラス「応答責任」というのもきっちり盛り込まないと十分な市政にはなっていないと思います。 それから先ほど、ニセコの関係でまちづくり全般と会長がおっしゃっていましたがけれども、そもそもあそこは小さな町で最初の取り掛かりがまちづくりであったものですから、まちづくりにしてしまったわけです。 いずれにいたしましても、私の案の33条の情報を取得する権利や40条の説明責任、それから情報共有等についてもやはり「市政に関する情報」ということ、市政全般の情報を共有するという基本的なそもそも論をきっちり位置づけして体系化しておかないと、やはり一般市民が間違いやすいと思います。 その辺のところをやはり、市政に関し説明を求める権利、市政に関する情報を取得する権利を有しますと、そういうきっちりした文言でこの自治基本条例で定立していかないと、元々一人歩きしてしまうと、条文が誤解を招くということがありますから、「まちづくりに関する」というこの言葉だけはいいいとして、「説明責任」には絶対盛り込まないで頂きたいということ強く要望いたしたいと思

	ます。
山口 会長	<p>最初の「説明責任」の項目で、「応答責任」のことを述べられたと思うのですが、これについては「説明責任」と「応答責任」という言葉の考え方ということもありますので、もう少し具体化する際に、概念を明らかにしてもう一回議論したいと思います。それから最後の「行政手続」についてですが、行政手続条例はあるにしても、行政手続法が変わってそれに対応して行政手続条例が改正されているかどうかは私も関心があるので、この辺は条例の内容を見ながらもう一回検討したいと思います。判断としては「行政手続」については「盛り込む」とさせていただきます。</p> <p>(一同了承)</p>
鈴木 委員	<p>「行政手続」は、「説明責任」のカテゴリーでよいのかどうかも含めて検討していただきたい。</p>
山口 会長	<p>国の法律も「説明責任」という言葉で書いているのですが、それを熊本市として「応答責任」まで盛り込むのかどうかにつきましては、「説明責任」の概念が明らかになってないとわかりにくいと思いますので、今後協議させていただければと思います。</p> <p>それでは、項目の協議については今日はここまでさせていただきます。それから、次回の会議で第一巡目の議論を終わりたいと思っていたのですが、今回、思ったより進みませんでした。ですが、基本的な考え方としては、第一巡目の議論を来週の会議で終えたいと考えているということをお伝えいたします。</p> <p>3 次回開催について</p> <p>次回の開催日程ですが、9月29日、月曜日、15時からで、場所は「くまもと県民交流館パレア」の10階 会議室7です。</p>
西村 委員	<p>「意見及び要望の取扱い」は、次回へまわすということですか。</p>
山口 会長	<p>「意見及び要望の取扱い」は、一巡目が終わった後に行います。新たな項目として取り扱うということです。</p> <p>24番の問題については、別途協議したいと思います。</p> <p>次回の協議用の資料をこれからお配りいたしますので宜しく願いいたします。</p> <p>(事務局から配布)</p> <p>4 閉会</p> <p>それでは、これもちまして本日の委員会は終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>